

資本剰余金を原資とした配当金に関するQ&A

Q1：「資本剰余金」とはどのようなものですか。

A1：「資本剰余金」とは、株主様からの出資金のうち、資本金に組み入れなかった分のことで、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。会社法で積立てが義務化されている「資本準備金」からは配当ができないため、「資本剰余金からの配当」という場合は「その他資本剰余金」からの配当を意味します。「その他資本剰余金」には資本金及び資本準備金の取り崩しによって発生した剰余金や、自己株式を処分した場合に発生した利益が含まれます。

Q2：今回の配当はすべて資本剰余金からの配当ですか。

A2：全額「資本剰余金」からの配当となります。

Q3：なぜ「利益剰余金」ではなく「資本剰余金」から配当するのですか。

A3：当社は株主様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財政状態及び経営成績を勘案しながら利益配当を行っていくことを基本方針としております。しかしながら、平成 21 年 12 月期決算短信において当初予想を下回る結果となりましたため、資本剰余金を原資とした配当といたしました。

Q4：今回の配当が「資本の払戻し」となるのはなぜですか。

A4：「資本剰余金」は株主様からの払込資本ですので、「資本剰余金」を原資とした配当は、「資本を株主様に払い戻した」とものと認識されます。このことから「資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」に該当します。

Q5：「資本剰余金」から配当されることで税務上の取扱はどうなりますか。

A5：今回の当社の配当は「資本剰余金」からの配当となります。税法上「資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」とされ、今回の配当額を「みなし配当」と呼ばれる利益配当の部分と、「みなし譲渡」と呼ばれる株式譲渡の収入金額部分（株式の譲渡対価部分）とに区分することになります。

Q6：「みなし配当」とは何ですか？

A6：「資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」に該当しますが、実態として利益配当が行われる部分は税法の規定より「配当所得」とみなされます。これを「みなし配当」と呼びます。「みなし配当」に区分された金額は通常の配当と同様に、支払い時に源泉徴収が行われ、確定申告における「配当控除」の対象となります。株主様がお持ちの株数に 1 株あたり 0.013 を乗じた金額となります。

Q7: 「みなし譲渡損益」とは何ですか。

A7: 「①収入とみなされる金額」から「②譲渡原価」を控除した金額が譲渡損益に該当します。

$$\text{①収入とみなされる金額} = \text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当額}$$

$$\text{②取得原価} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合 (「0.013」)}$$

$$\text{③みなし譲渡損益 (①-②)} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得原価}$$

〔例〕 当社株式を 100,000 円で 10 株購入していた場合

$$\text{①} = 1 \text{ 株当たり配当金 (44 円)} \times 10 - 10 \times 0 \text{ 円} = 440 \text{ 円 (円未満切捨て)}$$

$$\text{②} = 1,000,000 \text{ (100,000 円} \times 10 \text{ 株)} \times 0.013 = 13,000 \text{ 円}$$

$$\text{③} = 440 - 13,000 = \Delta 12,560 \text{ (この場合はみなし譲渡損)}$$

Q8: 「株式取得価額」とは何ですか。

A8: 譲渡損益を認識したのちに、当社株式の取得価額を調整する必要があります。調整される金額の計算式は下記となります。

$$\text{1 株当たりの新しい取得価額} =$$

$$\text{1 株当たりの従前の取得価額} - (\text{1 株当たりの従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合})$$

Q9: 純資産減少割合とは何ですか？

A9: 「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となります。詳細はお近くの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

Q10: 具体的な「みなし譲渡」による譲渡所得の計算はどのように行いますか？

A10: 「みなし譲渡」による譲渡所得の計算や、株式取得価額の調整（減額）、確定申告の要否等につきましては、各株主様のご事情により異なりますので、お手数ですが、お近くの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

Q11: 特定口座でフォーサイド・ドット・コム株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

A11: お取引を行っている証券会社にお問い合わせください。

Q12: 一般口座でフォーサイド・ドット・コム株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

A12: お取引を行っている証券会社にお問い合わせください。

Q13: 一株しか持っていないなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？

A13：今後、追加購入や売却などを行われる際に弊社株式の取得価額や譲渡所得が正確に算出されないおそれがありますので、お取引の証券会社にお問い合わせの上、取得価額の調整についてご相談ください。

Q14：確定申告をする必要がなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？

A14：今後、追加購入や売却などを行われる際に弊社株式の取得価額や譲渡所得が正確に算出されないおそれがありますので、お取引の証券会社にお問い合わせの上、取得価額の調整についてご相談ください。